

平成21年度補正予算による「緊急人材育成・就職支援基金」において、雇用保険を受給できない方に対して、職業訓練の機会を受講料無料で提供（基金訓練）するとともに、訓練期間中の生活費（月10万円又は12万円）の給付（訓練・生活支援給付金）を行っております。

今般、基金訓練の訓練コースの1つとして「社会的事業者等訓練コース」を追加し訓練計画の認定申請の受付を開始いたしました。その概要は以下のとおりです。

## 目的

新たな雇用創出分野として期待され、社会貢献が感得できる働き方の実現に資する社会的事業者等による訓練を通じて、受講者の効果的な職業能力開発と就職の実現を図ること、また、これらの社会的事業者等の担い手を育成すること。

## 訓練の実施機関の要件

以下のいずれにも該当すること。

- ① 法人格を有する団体であること。
- ② 営利を目的とせず、社会教育、環境保全、人権擁護、男女共同参画社会の形成、子供の健全育成など、特定非営利活動促進法第2条別表の特定非営利活動に相当する社会性の高い事業を展開しているものであること。
- ③ 社会的事業等分野での人材育成機能を備えているものであること。
- ④ 宗教、政治活動を目的としたものでないこと。

## 訓練の期間

3か月（約300時間） ～ 1年程度（約1,200時間）

## 訓練の種類

訓練は、ハローワークの受講勧奨を受けた求職者を対象に、座学とワークショップ（ロールプレイ、職務のエッセンスを抽出した作業訓練、課題発見学習等）、OJT（事業スタッフとしての実務研修等）を効果的・弾力的に組み合わせて実施するものとし、訓練の対象者、訓練の内容に応じて、次の2つの種類があります。

- ① **ワークショップ型訓練（合宿型若者自立プログラムを含む。）**  
【対象者】正社員での就業経験が乏しい若年求職者等であって、社会的事業等や関連分野への企業等への就職を目指す者等  
（訓練修了後、訓練を実施した社会的事業者等へ就職するものも可）  
【内容】社会的事業等において必要な職場環境・作業への適応、働く自信の回復、基礎的な技能の習得等を目的とする。
- ② **OJT型訓練**  
【対象者】社会的事業等分野の経営を目指す者  
【目的】社会的事業等分野の経営、事業運営に関する実践的知識・技能の習得を目的とする。

## 訓練プログラムの例 《若者自立支援スタッフ養成のためのワークショップ型訓練》

（座学○、ワークショップ■、OJT●の組み合わせ例：計約600時間）

- オリエンテーション〔事業概要、プログラムの目的・受講の心構え、人権・個人情報保護等の基礎的事項のガイダンス〕（約30時間）
- 支援現場の補助体験（約50時間）
- キャリア・コンサルティング養成講座（130時間）
- 若者自立支援演習〔コンサルティング、支援プログラム展開、ロールプレイ〕（約100時間）
- 様々な種類の若者自立支援関係現場の見学・意見交換、補助等の体験（約60時間）
- 訪問支援人材養成講座（約72時間）
- コンサルティング、支援プログラム展開の実践（シニアスタッフの補助の下でのOJT）（約120時間）
- 講習のまとめ（約30時間）  
\* プログラムの一部を外部の専門機関にアウトソーシング可

## 訓練奨励金、新規訓練設定奨励金の支給

訓練計画の認定を受けて、社会的事業者等訓練コースの訓練を実施した実施機関で、要件を満たすものには、次の奨励金が支給されます。（支給額や手続きの詳細は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター（以下「都道府県センター」）に御確認ください。）

### ① 訓練奨励金

ハローワークの受講勧奨を受けた訓練の受講者数に10万円（月額）を乗じた額を支給

### ② 新規訓練設定奨励金

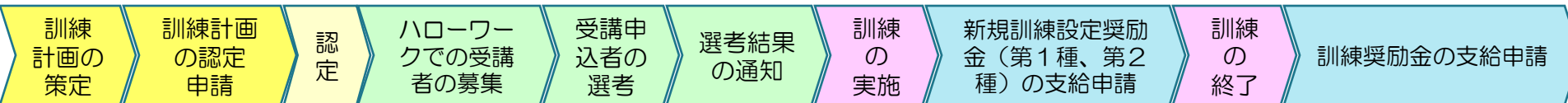
- ・第1種新規訓練設定奨励金：基金訓練として、社会的事業者等訓練コースの訓練を新たに実施した場合に、訓練期間と定員数に応じて、5～300万円を支給
- ・第2種新規訓練設定奨励金：訓練計画の認定を受けた際に添付した計画に基づいて、施設・設備の設置・整備を行い、ハローワークの受講勧奨を受けた訓練受講者数が合計10名以上である場合に、次の額を限度として、要した費用に5分の4の額を支給

ア 施設を整備するための施設改造（施設改造、施設補修等）の経費 400万円

イ 設備の整備（訓練機器、事務機械、什器等の購入）に係る経費 400万円

（ただし、施設の借料、設備のレンタル・リース料、消耗品・自動車の購入に係る経費、領収書・証明書等のない経費、購入明細が明らかでない経費その他訓練の実施に当たって必要と判断されないものは、支給対象としない。）

## 訓練計画の策定から訓練の実施までの主な流れ



## その他留意事項など

- ◆ハローワークの受講勧奨を受け、本訓練コースを受講する求職者で、世帯の主たる生計者であることなど一定の要件を満たす者には、「訓練・生活支援給付金」（給付月額：単身者10万円、被扶養者を有する者12万円）が支給されます。
- ◆訓練の実施機関は、各受講者の出欠状況を毎回確認するとともに、毎月、受講者の訓練・生活支援給付の支給申請に係る手続きを遅滞なく行わなくてはなりません。また、訓練実施中に都道府県センターが行う実施状況の確認への協力、訓練修了後の受講者の就職状況等の把握、報告等を行う必要があります。
- ◆本人の所有に帰するテキスト代等を除き、訓練受講料は無料です。  
社会的事業者等訓練コースを含む基金訓練の認定基準については、[中央職業能力開発協会のHP](http://www.ehdo.go.jp/kinkyu/madoguchi.html)をご覧ください。

訓練計画の認定申請、訓練奨励金等の支給申請に関するお問い合わせ先  
独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター  
<http://www.ehdo.go.jp/kinkyu/madoguchi.html>